保護者の皆様

鳥取県立鳥取東高等学校 校 長 尾室 真郷

部活動休養日等の設定について

春暖の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じます。

日頃より、本校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。 さて、先日スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 が策定されたことを踏まえ、本県教育委員会から標記のことに関して下記のとおり通 知がありました。

本校においても、今年度からこの通知の趣旨を踏まえた上で、部活動を実施していくこととしています。今後とも一層計画的な部活動の運営に努めてまいりますので、 ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 県立高等学校における部活動では、原則として、土曜日または日曜日(以下「週末」という。)のいずれかを含む週1日以上の部活動休養日を設けること。(週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。)
- 2 長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう努めること。
- 3 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めること。
- 4 この方針は、運動部及び文化部に適用する。